

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	1
公告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	1
高知県選挙管理委員会告示	
○選挙の効力に関する異議の申出を棄却した決定に関する審査の申立てに対する裁決（9・5揭示）	1
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（〃）	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	3
高知県収用委員会公告	
○公示による送達（9・13揭示）	3

告 示

高知県告示第608号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和5年9月15日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高岡郡佐川町字五反田	甲615番2	6.00	58.96	
	甲615番7			
	甲616番3			
	甲617番4			
	甲618番3			
	甲618番14			
	甲615番7			
	地先農道			

甲616番3 地先農道			
甲617番4 地先農道			

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和5年9月15日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年3月29日 4高安土第2655号	室戸市室津字門田 1570番1ほか17筆	室戸市室戸岬町 1675番地 社会福祉法人むろと会 理事長 久保 耕一

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第80号

令和4年11月20日執行の室戸市長選挙における選挙の効力に関する審査申立人からの異議の申出を棄却した令和4年12月22日付け室戸市選挙管理委員会の決定に係る審査の申立てに対して裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

（原文登載）

裁決書

高知県室戸市吉良川町乙2991番地

審査申出人 澤山 保太郎

高知県室戸市吉良川町乙2981番地

同 久保下 末美

高知県室戸市吉良川町乙5429番地102

同 山中 忠史

高知県室戸市吉良川町甲4015番地

同 田原 茂良

審査申立人（以下「申立人」という。）が令和5年1月10日に提起した審査の申立て（以下、この審査の申立てを「本件申立」

と、本件申立に係る申立書を「本件申立書」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件申立を棄却する。

本件申立の要旨

第1 本件申立の趣旨

令和4年11月20日執行の室戸市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する申立人からの令和4年11月25日付け異議の申出に対し、室戸市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が令和4年12月22日付けで異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をしたので、申立人は、これを不服として、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）202条2項の規定に基づき、令和5年1月10日、高知県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）に対し、原決定を取消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めたものである。

第2 本件申立の理由

本件申立の理由を要約すると、次のとおりである。

1 本件選挙では、告示日（令和4年11月13日）はもとより、3日後の令和4年11月16日になっても大半の有権者に投票所入場券（以下「入場券」という。）が届いていなかった。

また、市委員会は、告示日前の段階で入場券の遅配の事実を認識していたにもかかわらず、遅配の事実や入場券なしでも投票は可能であったといった点について、マイク放送や広報車といった手段による有権者への周知を怠って相当期間無対応のまま放置し、選挙の告示日後数日たつて、新聞報道や市民からの非難の声が上がってからようやく、マイク放送による周知を行うという状況であった。

こうした点は、「市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならない。」とする公職選挙法施行令（以下「令」という。）31条の義務を、故意に懈怠したものである。

その結果、本件選挙の投票率は過去最低の45%となった。低投票率は、利害関係の多い現職に有利になることは明らかであり、数千票の投票結果の異動を来すおそれがある。

2 本件選挙における期日前投票の投票時間終了後、開票管理者に送致されるまでの間、期日前投票箱は市委員会執務室の鍵付きのキャビネットに、投票箱の鍵は同執務室内の金庫に、それぞれ保管されていた。

これらは、閉鎖後の投票箱の鍵は投票立会人及び投票管理者が保管するとする令43条及び閉鎖後の投票箱は、開票管理者に送致する場合のほか、投票所の外に持ち出しては

ならないとする令44条に違反している。

また、この状況は、候補者であり市役所庁舎を管理する現市長が、期日前投票の投票箱を自由にできる状況であったといえる。本件選挙の投票数は約5千票に過ぎないことから、期日前投票箱の中の2千数百票に工作すれば、一方が決定的に有利になることも可能である。そういうことが行われたという確証はないが、選挙結果に重大な異動を及ぼすおそれがあることは何人も否めない。

裁決の理由

当委員会は、本件申立を適法なものと認めてこれを受理し、市委員会から弁明書を、申立人から反論書をそれぞれ徴した。また、市委員会に対し証拠物件の提出を求めるとともに、書面による質問を行ったほか、申立人から口頭意見陳述を希望する意思が示されたことから、申立人及び市委員会の出席のもとでこれを開催し、慎重に審理を行った。

その結果は、以下のとおりである。

第1 申立人及び市委員会の主張等

1 申立人の主張の内容

申立人の主張の内容は、前記「本件申立の理由」のとおりである。

2 市委員会の弁明の内容

市委員会の弁明の内容を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件選挙の入場券については、告示日の4日前である令和4年11月9日の午後に室戸郵便局に搬入され、令和4年11月14日から同月16日にかけて概ね配達が行われており、令31条の規定に沿った取扱いとなっている。

(2) 有権者に対する周知については、令和4年11月15日に市ホームページにおいて「投票所入場券がお手元に届いていない場合でも、本人確認ができれば投票はできますので、期日前投票所にお越しください。」とのお知らせを、同日及び翌16日には広報車及び防災行政無線による呼びかけを行っており、相当期間無対応のまま放置したとの指摘は当たらない。

(3) 期日前投票箱の鍵の管理については、令49条の7第1項で読み替えて適用される同43条及び法48条の2第5項で読み替えて適用される同55条の規定どおりに行っている。

(4) 申立人は、期日前投票箱への工作が行われた可能性がある等の主張をしているが、根拠のない憶測である。

3 申立人の反論の内容

(1) 入場券は、告示日あるいは遅くとも告示日翌日（令和4年11月14日）の午前中には全有権者に配達されるようにすべきである。

(2) 市委員会は、自らが定める「公職選挙法及び同法施行令執行規程」（以下「市規程」という。）において、投票

箱やその鍵の保管に関する詳細な手順を決めておくべきであったが、それを怠っており、民法（明治29年法律第89号）400条の善管注意義務に著しく反する。

(3) 不正の可能性、機会を完全に封殺する措置が取られていたのであれば、公正な選挙が行われなかったという「おそれ」がある。市委員会は、その可能性がなかったということを証明し弁明すべきである。

第2 当委員会の判断

1 選挙無効の判断基準

法205条1項は、「選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。」と規定しており、選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、当該選挙が選挙の規定に反して行われ、かつ、その規定違反が当該選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にある機関が、選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又はその明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるべきを指すものである（昭和27年12月4日最高裁判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。

以上のような観点から、申立人の主張する理由が、選挙を無効とすべき場合に該当するか否かについて判断する。

2 入場券の送付について

(1) 法令の定め

令31条1項は、「市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならない。」と規定している。

(2) 入場券の発送状況

本件選挙において市委員会は、告示日の4日前である令和4年11月9日午後に入場券を室戸郵便局に持ち込んでおり、同月14日から16日の3日間にかけて配達が行われて完了している。

なお、平成30年の室戸市長選挙では、告示日3日前に持ち込まれた入場券の配達は、告示日翌日には概ね終了しているが、本件選挙における配達の遅れは、令和2年の郵便

法改正による配達日数の繰り下げが影響したものと考えられる。

また、申立人は、市委員会が有権者に対する周知を怠ったと主張しているが、実際には令和4年11月15日から同月16日にかけて、広報車や防災行政無線、ホームページにおいて「入場券が届いていなくても投票はできる」という趣旨の広報が行われている。

(3) 当委員会の判断について

市長選挙は日曜日に告示されることが通例であり、日曜日には郵便物の配達が行われないことを考慮すれば、告示日翌日かつ期日前投票の初日である令和4年11月14日に配達開始し、概ね3日間完了するというスケジュールで発送手配を行った市委員会の手続は、選挙の規定に違反して行われたものとは認められない。

なお、申立人は、本件選挙における入場券の送付遅れが過去最低の投票率につながり、低投票率が現職に有利になることは明らかであるとの主張をしているが、入場券の配達時期と低投票率の因果関係や選挙結果への影響は不明であり、「単に選挙の結果に異動を及ぼす可能性が考えられるばかりでなく、経験則上その蓋然性があることを要する」（昭和36年7月29日大阪高裁判決）という裁判例の趣旨からいっても、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとはいえない。

3 期日前投票箱等の管理について

(1) 法令の定め

期日前投票箱及びその鍵等の管理については、令49条の7第1項で読み替えて適用される同43条及び44条において「投票箱を閉鎖すべき場合には、投票管理者は、投票箱の蓋を閉じ、施錠した上、一の鍵は投票管理者の指定した投票立会人が封印をし、他の鍵は投票管理者が封印をしなければならない。」「投票箱は、ふたを閉じた後は、市町村の選挙管理委員会に送致する場合の外、期日前投票所の外に持ち出してはならない。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない。」と規定されている。

また、法48条の2で読み替えて適用される同55条は「投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に、」投票箱等を「市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならない」としている。

(2) 市委員会による管理の状況

本件選挙の期日前投票所は、令和4年11月14日から同月19日までの期間中、室戸市役所地下会議室において午前8時半から午後8時まで開設されたほか、同月15日から18日

までの間は、佐喜浜改善センター、室戸岬公民館、吉良川公民館及び羽根公民館の4箇所において1日ずつ、午前9時から午後4時まで開設された。

いずれの期日前投票所においても、投票箱の閉鎖後、投票箱及び封印された鍵は市委員会執務室に移動して保管しており、その際には、室内にある鍵付きキャビネットに収納して施錠した上、キャビネットの鍵は別に金庫で保管し、金庫の鍵の保管場所は、市委員会事務局長及び事務局長のみが把握していた。

また、期日前投票期間の終了後は、各投票管理者から市委員会に送致され、執務室内で同様に保管された後、令和4年11月20日の午後6時頃に開票管理者に送致されている。

(3) 当委員会の判断について

(2)で述べた市委員会の手続は、いずれも法令の規定どおり実施されており、選挙の規定に違反して行われたとする事実は認められない。

その他、申立人は、市委員会は不正の可能性、機会を完全に封殺する措置を取らなければならないという前提に立ち、投票箱やその鍵の保管に関する細目について、市規程に定めておかなければならなかったと主張するが、法令上、そのような事項について市委員会による定めを義務づける規定は存在せず、市委員会が市規程にそのような定めを置かなかったことは、前記昭和27年最高裁判決が示す「選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること」、「明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」のいずれにも該当しないほか、選挙事務の執行機関として求められる注意義務にも反していないと考えられる。

また、申立人は、現市長が期日前投票の投票箱を自由にできる状況であったとして不正工作の可能性を主張するが、申立人自身が「確証はないが」と述べているように直接的な根拠は何ら示されておらず、投票箱の管理の状況や投票用紙の残枚数等からも、不正工作の介在を窺わせる事実は認められなかった。

第3 審査の結果

以上のとおり、本件選挙において、法205条1項に規定する選挙無効の要件である「選挙の規定に違反すること」があったとはいえず、申立人の主張には理由がない。選挙の効力に関する異議の申出を棄却した原決定に誤りはなく、当委員会は、法第216条2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項に基づき、主文のとおり裁決する。

令和5年9月5日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,704人である。

令和5年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、164,194人である。

令和5年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	90,322人
室戸市・東洋町選挙区	4,262人
安芸市・芸西村選挙区	5,746人
南国市選挙区	12,966人
土佐市選挙区	7,388人
須崎市選挙区	5,685人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,303人
土佐清水市選挙区	3,665人
四万十市選挙区	9,243人
香南市選挙区	9,245人
香美市選挙区	7,220人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,922人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,070人
吾川郡選挙区	7,687人
中土佐町・構原町・津野町・四万十町選挙区	8,893人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,427人
黒潮町選挙区	3,017人

取用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。なお、当該書類を受領しないときは、令和5年10月4日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

令和5年9月13日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書面の種類
令和5年9月6日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
高岡郡四万十町富岡宇鳥井駄場256番2及び256番3の土地の
関係人（抵当権者）のうち次の者
住所不明 麻野 初恵